

**太枠内及び下線部の
必要事項を記入してください。**

※共済組合記入欄

証回収年月日	本・配・子
還付対象 前納掛金	①年1口振 ②年2口振 ③毎月口振 ④毎月払込 令和 年 月分～令和 年 月分まで (計 か月分)

任意継続組合員 資格喪失申出書 兼 掛金還付請求書

任意継続組合員証 記号番号	公立広島 X	任意継続組合員 氏名	
------------------	--------	---------------	--

1 任意継続組合員の資格喪失について

私は、地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、次の理由で任意継続組合員の資格の喪失を申し出ます。(理由が②及び③の場合は、資格喪失の事実を確認できる書類として、次の「添付が必要な書類」を併せて提出します。)

	資格喪失理由 (該当する理由に○を記入)	添付が必要な書類 等	提出前 チェック欄
<input type="radio"/>	①国民健康保険に加入する。もしくは、家族が加入する医療保険の被扶養者になる。	当支部が交付している任意継続組合員証及び被扶養者証等は、 資格喪失日以降 、速やかに当支部に返納してください。 <u>資格喪失日は、この申出書を共済組合が受理した日の属する月の翌月の初日。</u>	/
<input type="radio"/>	②再就職し、再就職先の医療保険に加入する。 【加入年月日】 令和____年____月____日	・任意継続組合員証・被扶養者証 ・就職先で交付された保険証の写し等 ただし、再就職先の医療保険が公立学校共済組合広島支部である場合は、辞令書の写しとし、会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しも提出。	○
<input type="radio"/>	③任意継続組合員が死亡した。 【死亡年月日】 令和____年____月____日	・任意継続組合員証・被扶養者証 ・死亡日が確認できる書類の写し (死亡診断書等) ・組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し (戸籍謄本等)	○ ○ ○

2 任意継続組合員の資格喪失に伴う掛金の還付について ※還付が発生しない場合もあります。

資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付先口座 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)			
<input type="radio"/>	①共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)	金融機関名・本支店名	銀行 本・支店
<input type="radio"/>	②その他の指定口座 (①以外の口座へ還付を希望する場合。組合員死亡の場合、相続人口座を記入)	金融機関コード・本支店コード	
②の場合、還付指定口座を記入。		預金種別 普通	口座番号
		(名義人)	※請求者本人名義に限る

3 共済組合登録情報の変更に係る同意について

この申出書に記載の任意継続組合員の氏名・住所が、共済組合登録済みの氏名・住所と異なる場合、登録内容を変更し、今後はこの申出書の住所へ書類を送付することに同意します。

上記のとおり申し出ます。
公立学校共済組合広島支部長 様

	申出日	令和 年 月 日
申出者 兼 掛金還付請求者		
氏名		
	任継組合員死亡の場合 組合員と申出者の続柄	<input type="radio"/> 配偶者 <input type="radio"/> 子 <input type="radio"/> その他 ()
住所	〒 [][][][] - [][][][][]	
電話番号	() -	

資格喪失理由が
①国保加入・被扶養者又は
②再就職
の場合は、必ず**任意継続組合員本人**
が申出者として記入してください。

③任継組合員死亡の場合は
先順位相続人が申出者兼還付請求者
となりますので、相続人について記入
してください。

※ 資格喪失理由が②の場合、資格喪失証明書は発行しません。必要な場合は申し出てください。
※ 掛金還付が発生した場合、振込前に「還付通知書」を送付しますので、還付金額等をご確認ください。

**太枠内及び下線部の
必要事項を記入してください。**

※共済組合記入欄

証回収年月日	本・配・子
還付対象前納掛金	①年1口振 ②年2口振 ③毎月口振 ④毎月払込 令和 年 月分～令和 年 月分まで (計 か月分)

任意継続組合員 資格喪失申出書 兼 掛金還付請求書

任意継続組合員証 記号番号	公立広島 X 1 2 3 4 5	任意継続組合員 氏名	広島 次郎
------------------	------------------	---------------	-------

1 任意継続組合員の資格喪失について
私は、地方公務員等共済組合法第144条の2第
喪失を申し出ます。(理由が②及び③の場合は、
必要な書類)を併せて提出します。)

提出前に、添付書類が揃っているか、チェック
欄で確認してください。

「②再就職」の場合は、
・任意継続組合員証等
・就職先で新しく交付された保険証の写し等

資格喪失理由 (該当する理由に○を記入)	添付が必要な書類 等	提出前 チェック欄
<input type="radio"/> ①国民健康保険に加入する。もしくは、家族が加入する医療保険の被扶養者になる。	当支部が交付している任意継続組合員証及び被扶養者証等は、 資格喪失日以降 、速やかに当支部に返納してください。 <u>資格喪失日は、この申出書を共済組合が受理した日の属する月の翌月の初日。</u>	/
<input checked="" type="radio"/> ②再就職し、再就職先の医療保険に加入する。 【加入年月日】 令和 <u>〇</u> 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日	・任意継続組合員証・被扶養者証 ・就職先で交付された保険証の写し等 ただし、再就職先の医療保険が公立学校共済組合広島支部である場合は、辞令書の写しとし、会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しも提出。	○ ○
<input type="radio"/> ③任意継続組合員が死亡した。 【死亡年月日】 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	・任意継続組合員証・被扶養者証 ・死亡日が確認できる書類の写し (死亡診断書等) ・組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し (戸籍謄本等)	○ ○ ○

2 任意継続組合員の資格喪失に伴う掛金の還付について ※還付が発生しない場合もあります。
資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付先口座 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)			
<input checked="" type="radio"/> ①共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)		金融機関名・本支店名	銀行
<input type="radio"/> ②その他の指定口座 (①以外の口座へ還付を希望する場合。組合員死亡の場合、相続人口座を記入)	②の場合、 還付指定口座を 記入。	金融機関コード・本支店コード	本・支店
	預金種別	普通	口座番号
			(名義人)
			※請求者本人名義に限る

3 共済組合登録情報の変更に係る同意

この申出書に記載の任意継続組合員の
登録内容を変更し、今後はこの申出書の

資格喪失により掛金の還付が発生した場合、ご指定の口座に
還付します。

①の共済組合登録口座は、「任意継続組合員申出書」で登録
した広島銀行の口座です。
①以外の口座への還付を希望する場合は、②を選択し、振込
口座の情報を記入してください。

上記のとおり申し出ます。
公立学校共済組合広島支部長 様

申出日 令和 〇 年 8 月 10 日

申出者 兼 掛金還付請求者	
氏名	広島 次郎
	任継組合員死亡の場合 組合員と申出者の続柄
	<input type="radio"/> 配偶者 <input type="radio"/> 子 <input type="radio"/> その他 ()
住所	〒 7 2 9 - 1 2 3 4 〇〇市〇区△△2丁目3-11
電話番号	(090) 1234 - 5678

資格喪失理由が
①国保加入・被扶養者又は
②再就職
の場合は、必ず**任意継続組合員本人**
が申出者として記入してください。

③任継組合員死亡の場合は
先順位相続人が申出者兼還付請求者
となりますので、相続人について記入
してください。

※ 資格喪失理由が②の場合、資格喪失証明書は発行しません。必要な場合は申し出てください。
※ 掛金還付が発生した場合、振込前に「還付通知書」を送付しますので、還付金額等をご確認ください。